

## OSSライセンスは著作権行使の許諾条件

2021年3月5日(金)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博



『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

OSSの取り扱いルールというわけでも無い。

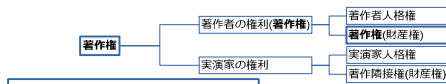
こうすれば良いという手順が書いてあるわけでもない

厳密に守らなければならないような書き方もされていない

売り物でないのだから扱いやすいように書かれる筋合いもない

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 2

『著作権テキスト』でも、『「著作権」という用語が  
広狭さまざまに意味に用いられているため、注意』と



使用料は条件の一例でしかない  
財産権における「〇〇権」の意味:

他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる  
(使用料などの条件を付けて、他人が〇〇することを認める)

権利 (許諾権)

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 6

著作権は、創作的な表現に与えられる

著作権の代表的な権利は、複製権

複製権は、著作権者が専有する

著作権者はOSSライセンスで行使許諾

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

OSPN Press <https://www.ospn.jp/press/20170209no48-useit-oss.html>

Open Source People Network (オープンソース・ソフトウェア開発者コミュニティ) 姉崎章博

OSS	OSSカテゴリ
Linux/UNIXの系	GNU GPL
BSD系	BSD系 (BSDライセンス)
OpenStack	Apache License 2.0
OpenDaylight	Eclipse Public License (EPL)
Hadoop	Apache License 2.0
Intersys	GNU GPL
Galaxy	GNU GPL
PostgreSQL	PostgreSQL License (BSDライセンス)

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 14

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

著作権を行使しなければ、関係無い。  
※AGPLを除く

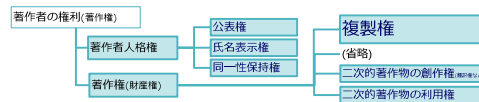
著作権の行使を「利用」、行使しない使い方を「使用」と呼ぶ

複製権を行使して、OSSを頒布する行為は「利用」

プログラムの実行は、本を読む、音楽を聴くと同じく「使用」

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 3

## 著作権の代表的な支分権が複製権



複製(Copy) 権(right) だから、Copyright「著作権」

15世紀中頃の印刷術の発明に始まる

1886年「ベルヌ条約」創設 **世界中で同じように保護を**

日本: 明治32(1899)年 旧著作権法を制定し締結

アメリカ: 平成元(1989)年施行 (前年に締結) **無方式主義に転換**

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 7

GPLの作者Richard M. Stallman氏の認識  
<https://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、  
著作権法と、正当な理由によりに基づいている

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、  
非常に均質である。

契約法を使わないもう一つの理由は、  
同意/サインを求めるなんて、うんざりする。

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 11

他人の著作権を行使しない使い方

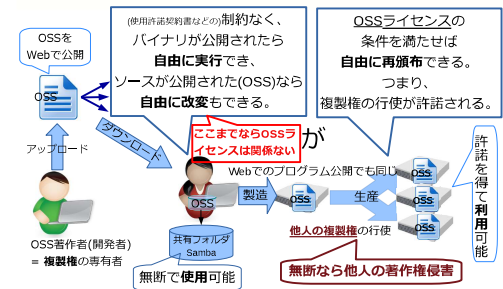
「使用」していても「利用」してなければよい

1. GCCでコンパイル・リンクして、自分の著作物として実行形式のプログラムを作成する
2. GDBやその他ツールで、自分のプログラムをデバッグする
3. 性能分析ツールで、自分のプログラムをテストする
4. Sambaでファイル共有フォルダを作り、開発プロジェクトで資料を共有する
5. Apache HTTP serverで社外Webを構築し、情報発信する
6. OpenStackでプライベートクラウドを構築する

etc.

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 15

つまり、OSSライセンスの位置づけは



© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 4

## (複製権) 第二十一条

著作権者は、その著作物を複製する権利を  
専有する。

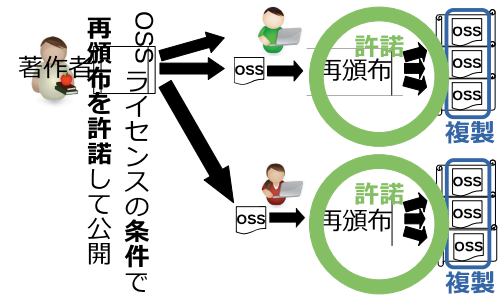
著作者: 著作物を創作する者をいう。

著作物: 思想又は感情を創作的に表現したもの

であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲  
に属するものをいう。

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 8

OSSの著作者の許諾がGPL等のOSSライセンス



© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 12

ところで、著作権とは？

小説や音楽と同様に書いたら売ることができる権利?

そんな規定は、どこにも無い!

文化庁が無料で提供する 著作権に関する教材、資料等  
<<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>>

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 5

## 創作性 (著作物性)

パテント2007 Vol. 60 No. 6 特集『平成18年度著作権委員会』井上 正「プログラムの著作物性」より

「作成者によって

**個性的な相違が生じるものであること**」

著作物に該当しない(創作性がない)、つまり、  
**プログラムであっても保護されない例**として

- ・ 誰が創作しても同じものとなるプログラム
- ・ 簡単な内容をごく短い表記法によって記述したもの
- ・ ごくありふれたもの

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 9

著作権に基づいているから

著作者は、著作権行使に対して、条件付けできる

BSDライセンス, GPL, Apacheライセンスとか

逆に

著作権行使しなければ、

著作者の条件を満たす必要はない。

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 13

昔ながらのOSS(FSW)の使い方ならば

今でもライセンスを気にせず使える

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

© OSSライセンス姉崎相談所 2021 『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』姉崎章博 16

では、どういう時に著作権行使になるのか？

主に、複製権の行使

ただし、

「複製行為」≠「複製権の行使」

「私的な複製」は

「著作権が制限されている」

そのためか

非私的に複製し譲渡する行為「頒布」と呼ばれる

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 17

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

OSSの自由を保証するものでも無い。



OSSの再頒布の「利用」を条件付きで許諾するもの

逆に、OSSライセンスが無ければ、

著作者以外は誰も頒布できない。(著作権侵害)

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 21

「著作者は誰か？」

を把握しておくことが大事

創作性 (著作物性)

「作成者によって

個性的な相違が生じるものであること」

であったから、著作者は、

個性的な相違を生じさせた者

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 25

「一行でも流用したらGPL」？なわけがない

一行で「個性的な相違」を表すのは至難のわざ

「著作物」'Work'のもう一つの和訳は「作品」

作品と言えるものを流用したのであれば

著作権侵害とは言い難い

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 29

第五款 著作権の制限 (第三十条-第五十条)

例えば

- 私的使用のための複製 (第30条)
- 図書館等における複製 (第31条)
- 引用 (第32条)
- 教科用図書等への掲載 (第33条)
- 営利を目的としない上演等 (第38条)
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第47条の三)
- 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等 (第47条の四)
- 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等 (第47条の五)

バックアップやコンパイル

インストールやメモリにロード

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 18

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

無料で使えるソフトウェア・ライセンスでは無い



商用ソフトのプログラム使用許諾契約書とも言われる

ソフトウェア・ライセンスの一種というミスリード。

ライセンスで許諾する内容も形式も異なる全く別物。

「プログラムの使用を許諾する形を取った契約書」と

「プログラムの利用(再頒布)を許諾する条件」と違う。

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 22

長年の研究成果の「著作者」は誰か？

- 1.A氏にとって、学生時代からの研究テーマの機能
- 2.その研究成果から開発できたプログラム<sup>とソース</sup>
- 3.プログラムはB社に入社後、仕事として作成

B社の法人著作物

A氏が敗訴

第十五条 … 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 26

著作権を誰が持っているか

著作者は誰かが大事な

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 30

社内、企業グループ内は「頒布」に当たるのか？

OSS(FSW)で作成したツールは、社内でも流通している

でも、入手した書籍のコピーを社内でも展開するのは、

無断なら著作権侵害。

私的な複製には当たらない。

OSSの社内流通も「頒布」、著作権行使だが、多くのOSS著作者が暗黙に許諾または気にしていない。

例：GPLv3逐次解説を作成する際、IPAがEben Moglen教授からヒアリング

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 19

OSSで自由と思われていることは、

単に、OSSライセンスだけで実現

されているものではない

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 23

A社がB社に発注した場合、「著作者」は誰か？

- 1.A社が外販を前提に、B社にプログラム開発を委託
- 2.B社はソースコードごとプログラムをA社に納品
- 3.A社が商品として販売

これも、B社の法人著作物。A社は無断で次版を出せない

対策として、

A社は発注時の契約で、B社からプログラムと共に著作権を譲渡してもらおう著作権行使の許諾を得る必要がある。また、B社の著作人格権の行使をしないことを契約したりする。

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 27

原著物か二次的著作物か

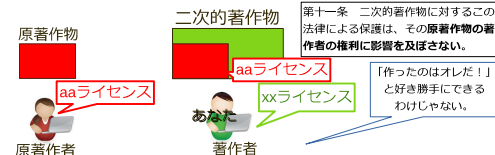
あなたが作成したプログラムの著作者はあなた。

あなた一人が著作者ならば、自由に条件を指定できる。

もし、他人のプログラムを流用して作成した場合、

あなたのプログラムは『二次的著作物』となる。

あなたは原著物の条件を満たした上でしか頒布不可



© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 31

OSSの自由は、4つの根拠で実現されている

3つはライセンスに関係しない

- 1.著作権の対象外「使用」：実行
- 2.著作権の制限内：私的な複製・改変
- 3.著作者が暗黙に許諾：企業G内での複製・改変

4.著作権をライセンスで許諾：再頒布(複製・改変)

OSSライセンスは、条件付きで再頒布の自由を実現

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 20

OSSを自由に使う(許諾されて使う)には、

許諾する著作者を意識する必要がある。



OSSライセンスで許諾内容が決まるのではなく著作者がOSSライセンスを使って許諾している

例えば

GPLでもLinuxカーネルはv3での再頒布を認めないし、MySQLはGPLの他に商用ライセンスでの頒布もある

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 24

動かないOSSを動かしたら著作権はできるか？

人によって、バグの修正箇所・修正内容に

「個性的な相違」が生まれるだろうか？



著作権が生まれるのは稀

多くのコントリビュータはリスペクトされるが

著作者とは言いがたい

2015年、VMware ESXiにLinuxが使われていると提訴したHellwig氏も棄却されている

© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 28

商用プログラム開発の際に

もし、BSDのプログラムを流用して作成した場合、

あなたのプログラムは『二次的著作物』となる。

あなたは原著物の条件を満たした上でしか頒布不可

BSDLを満たした上でなら商用ライセンスを被せられる

決して、商用ライセンスに変更できるわけではない。



© OSSライセンス勉強会 2021 FOSSライセンスは著作権行使の許諾条件 姉崎尚博 32

(翻訳権、翻案権等) 第二十七条

そもそも

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を**専有する**。



**OSSライセンス**

著作者であるOSS開発者の**許諾無し**にOSSを含むプログラムは公には作れない。  
※著作権の制限内の私的には作れるけど

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条

二次的著作物の原著作者の、当該**二次的著作物の利用**に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を**専有する**。

私的に作った二次的著作物も利用する場合、原著作者の**許諾**(OSSライセンス)が必要。  
利用する開発者が**OSSのライセンスを変えられない**。

**二次的著作者が自由にライセンスを設定できるわけではない**  
**原著作者の許諾(原ライセンス)が必要**

であることをお話ししました。ここまでで何かご質問はありますか？

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』だから

著作権がどうい権利で、誰が持っているのか、を把握して条件を満たすことが大事。



Webサイトに参考情報がいろいろあります

<http://www.osslicense.jp/>



- 議論: シッターで質問に答えたことが論文集にまとめてみました
- コーレイミカ: OSSライセンス必読の論文集に追加された。OSSライセンスを公開し、無料のプログラムに著作権について教えてもらって
- CRIC 表紙: 「第9回教育賞」受賞
- 論文: 「第9回教育賞」受賞論文
- 論文: OSSライセンスについて

# OSSライセンス姉崎相談所

# <http://www.osslicense.jp/>